

独立行政法人国民生活センター役員退職金に係る業績
勘案率（案）について

平成19年11月29日
内閣府独立行政法人評価委員会

独立行政法人国民生活センターの退職役員に関する業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

理事 ■■■■■ 業績勘案率は、1.0とする。

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成17年8月23日内閣府独立行政法人評価委員会決定）に基づき決定

（決定の理由）

平成19年11月29日開催の国民生活センター分科会において審議
業績勘案率（算定方法は別紙）1.0を基本とし、退職した役員の業績等について、法人から説明を受け審議したところ、基準業績勘案率を変更すべき特段の事情はないと判断し、業績勘案率（案）を「1.0」にすることに決定した。

(別紙)

前理事の基準業績勘案率の算定

1. 業績勘案率の算定期間 平成16年 1月 1日～平成19年 3月31日
(役職在職期間 平成15年10月 1日～平成19年 3月31日)

2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2.(1)に基づき、退職した役員が在職した各事業年度毎に基準値を設定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値(小数点第2位以下は四捨五入)を基準業績勘案率とした。

- (1) 各事業年度の基準値 (職責にかかる項目数により算定)

①平成15年度(V)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 16 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 16 = 4.0 \\ & & & & \underline{V = 1.0} \end{array}$$

②平成16年度(W)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 15 \times 4 + 2 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 17 = 3.9 \\ & & & & \underline{W = 1.0} \end{array}$$

③平成17年度(X)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 18 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 18 = 4.0 \\ & & & & \underline{X = 1.0} \end{array}$$

④平成18年度(Y)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 19 \times 4 + 1 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 20 = 4.0 \\ & & & & \underline{Y = 1.0} \end{array}$$

⑤平成19年度(Z)

(役員が在職した期間の法人の業務実績の状況、前年度の業務実績との比較などにより分科会において決定)

$$\underline{Z = 1.0}$$

- (2) 基準業績勘案率の算定

$$\begin{aligned} (V \times 3 \text{月} + W \times 12 \text{月} + X \times 12 \text{月} + Y \times 12 \text{月} + Z \times 6 \text{月}) / 45 \text{月} &= \text{基準業績勘案率} \\ (1.0 \times 3 \text{月} + 1.0 \times 12 \text{月} + 1.0 \times 12 \text{月} + 1.0 \times 12 \text{月} + 1.0 \times 6 \text{月}) / 45 \text{月} &= \underline{\underline{1.0}} \end{aligned}$$

前理事所掌項目の各年度における評価結果

年度 評価	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
A+	0	0	0	0
A	16	15	18	19
B	0	2	0	1
C	0	0	0	0
D	0	0	0	0
項目数計	16	17	18	20

評価項目（平成15年度）	理事
2. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
③消費者団体、事業者団体、NPO等との情報交換 ・消費者フォーラムを開催し、参加者から5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。	A
(5) 研修	
①研修 ・地方公共団体の職員を対象とする研修を年度内（半年間）に3コース実施する。	A
・地方公共団体等の消費生活相談員を対象とする研修を年度内（半年間）に6コース（地方都市開催1コース）実施する。	A
・生活大学移動セミナー（地方都市開催）を年度内（半年間）に5コース実施する。	A
・企業の消費者対応部門の職員等を対象とする研修を年度内（半年間）2コース実施する。	A
・小学校、中学校、高等学校の教員を対象とした研修を年度内（半年間）に1コース実施する。	A
・消費者活動リーダーを対象とした研修を年度内（半年間）に1コース実施する。	A
・研修コース毎に受講者に対するアンケート調査を実施し、その結果を研修内容等の充実に活用するとともに、受講者から5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。	A
②消費生活専門相談員資格の審査及び認定 ・消費生活専門相談員の能力・資質の向上等を図るための資格認定試験について、各地の地理的条件に配慮した人材供給を確保していくという観点から、全国18ヶ所で実施する。	A
(6) 商品テスト	
①原因究明テスト ・テスト技術向上のための研鑽を図り、テスト期間の短縮を行う。	A
・テスト実施件数は、年度内（半年間）で23件以上とする。	A
・全国商品テスト企画ブロック会議及び商品テスト技術評価研究会を実施し、全国のテスト担当技術者の技術の向上と効率化を図るとともに、原因究明に必要なテスト方法等の技術相談に対して助言などを行う。	A
②問題提起型テスト	
・テスト実施件数は、年度内（半年間）で6件以上とする。	A
・テスト結果を、報道機関、ホームページ、テレビ番組、「たしかな目」、「国民生活」などを通じて迅速に情報提供する。	A
・テストの課題設定及び成果については、商品テスト分析・評価委員会の評価を受け、その結果を業務に反映させる。	A
(7) 調査研究	
・実施予定の調査研究課題について、外部有識者の意見を聴取するとともに、年度内（半年間）に終了した調査研究について、外部有識者による評価を実施する。	
7. その他内閣府令で定める業務運営に関する事項	
(2) 人事に関する計画	
①方針 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。	A
②人員に係る指標 期末の常勤職員は、期首の126人と同じとする。	

評価項目（平成16年度）	理事
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>	
<p>③消費者団体、事業者団体、NPO等との情報交換 ・消費者フォーラムを開催し、参加者から5段階評価で4以上の満足度の評価を得るよう実施する。</p>	A
<p>(5) 研修</p>	
<p>①研修 ・地方公共団体の職員を対象とする研修を4コース実施する。</p>	A
<p>・地方公共団体等の消費生活相談員を対象とする研修を34コース（地方都市開催18コース）実施する。</p>	A
<p>・生活大学移動セミナー（地方都市開催）を11コース実施する。</p>	A
<p>・企業の消費者対応部門の職員等を対象とする研修を3コース実施する。</p>	A
<p>・消費者活動リーダーを対象とした研修を1コース実施する。</p>	B
<p>・相模原市と共催で公開講座を1コース実施する。</p>	A
<p>・学生及び小学校、中学校、高等学校の教員を対象とした研修を2コース実施する。</p>	A
<p>・研修コース毎に受講者に対するアンケート調査を実施し、その結果を研修内容等の充実に活用するとともに、受講者から5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。</p>	A
<p>②消費生活専門相談員資格の審査及び認定 ・消費生活専門相談員の能力・資質の向上等を図るための資格認定試験について、各地の地理的条件に配慮した人材供給を確保していくという観点から、全国18ヶ所以上で実施する。</p>	B
<p>(6) 商品テスト</p>	
<p>①原因究明テスト ・テスト技術向上のための研鑽を図り、テスト期間の短縮を行う。</p>	A
<p>・テスト実施件数は、年度内で45件以上とする。</p>	A
<p>・全国商品テスト企画ブロック会議及び商品テスト技術評価研究会を実施し、全国のテスト担当技術者の技術の向上と効率化を図るとともに、原因究明に必要なテスト方法等の技術相談に対して助言などを行う。</p>	A
<p>②問題提起型テスト ・テスト実施件数は、年度内で12件以上とする。</p>	A
<p>・テスト結果を、報道機関、ホームページ、テレビ番組、「たしかな目」「国民生活」などを通じて迅速に情報提供する。</p>	A
<p>・テストの課題設定及び成果については、商品テスト分析・評価委員会の評価を受け、その結果を業務に反映させる。</p>	A
<p>7. その他内閣府令で定める業務運営に関する事項</p>	
<p>(2) 人事に関する計画</p>	
<p>①方針業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。</p>	A
<p>②人員に係る指標期末の常勤職員は、期首の126人以内とする。</p>	A

評価項目（平成17年度）	理事
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	
<p>一般管理費については、経費の効率的な執行に努める。業務経費については、国民に対して提供するサービスその他の質の向上の目的を達成するため、有効かつ効率的な執行に努める。</p>	
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	
<p>③消費者団体、事業者団体、NPO等との情報交換 ・消費者フォーラムを開催し、参加者から5段階評価で4以上の満足度の評価を得よう実施する。</p>	A
<p>(5) 研修</p>	
<p>①研修 ・地方公共団体の職員を対象とする研修を4コース実施する。</p>	A
<p>・地方公共団体等の消費生活相談員を対象とする研修を31コース（地方都市開催18コース）実施する。</p>	A
<p>・生活大学移動セミナー（地方都市開催）を10コース実施する。</p>	A
<p>・企業の消費者対応部門の職員等を対象とする研修を4コース実施する。</p>	A
<p>・消費者活動リーダーを対象とした研修を1コース実施する。</p>	A
<p>・相模原市と共催で公開講座を1コース実施する。</p>	A
<p>・学生及び小学校、中学校、高等学校の教員を対象とした研修を2コース実施する。</p>	A
<p>・研修コース毎に受講者に対するアンケート調査を実施し、その結果を研修内容等の充実に活用するとともに、受講者から5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。</p>	A
<p>②消費生活専門相談員資格の審査及び認定 ・消費生活専門相談員の能力・資質の向上等を図るための資格認定試験について、各地の地理的条件に配慮した人材供給を確保していくという観点から、全国15ヶ所以上で実施する。</p>	A
<p>(6) 商品テスト</p>	
<p>①原因究明テスト</p>	A
<p>・テスト技術向上のための研鑽を図り、テスト期間の短縮を行う。</p>	
<p>・テスト実施件数は、年度内で45件以上とする。</p>	A
<p>・全国商品テスト企画ブロック会議及び商品テスト技術評価研究会を実施し、全国のテスト担当技術者の技術の向上と効率化を図るとともに、原因究明に必要なテスト方法等の技術相談に対して助言などを行う。</p>	A
<p>②問題提起型テスト</p>	A
<p>・テスト実施件数は、年度内で12件以上とする。</p>	
<p>・テスト結果を、報道機関、ホームページ、テレビ番組、「たしかな目」、「国民生活」などを通じて迅速に情報提供する。</p>	A
<p>・テストの課題設定及び成果については、商品テスト分析・評価委員会の評価を受け、その結果を業務に反映させる。</p>	A
<p>7. その他内閣府令で定める業務運営に関する事項</p>	
<p>(2) 人事に関する計画</p>	
<p>①方針</p>	A
<p>業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。</p>	
<p>②人員に係る指標</p>	A
<p>期末の常勤職員は、期首の124人以内とする。</p>	

評価項目（平成18年度）	理事
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A
一般管理費については、経費の効率的な執行に努める。また、「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）」を踏まえた人件費削減（退職金、福利厚生費及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改善分は除く。）を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与の見直しに取り組む。 業務経費については、国民に対して提供するサービスその他の質の向上の目的を達成するため、有効かつ効率的な執行に努める。	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A
(4) 関係機関への情報提供	
③消費者団体、事業者団体、NPO等との情報交換 ・消費者フォーラムを開催し、参加者から5段階評価で4以上の満足度の評価を得るよう実施する。	A
(5) 研修	A
①研修 ・地方公共団体の職員及び消費生活相談員を対象とする研修を5コース実施する。	
・地方公共団体等の消費生活相談員を対象とする研修を29コース（地方都市開催14コース）実施する。	A
・地方公共団体で消費生活相談業務に従事している行政職員および消費生活相談員を対象とする生活大学移動セミナー（地方都市開催）を11コース実施する。	A
・企業の消費者対応部門の職員等を対象とする研修を4コース実施する。	A
・学生及び小学校、中学校、高等学校の教員を対象とした研修を2コース実施する。	A
・地域における消費者活動推進者（消費者活動に関心のある消費者及び行政職員、消費生活相談員等）を対象とした研修を1コース実施する。	A
・相模原市と共催で、一般市民、一般消費者、行政職員、消費生活相談員等を対象とした公開講座を1コース実施する。	A
・研修コース毎に受講者に対するアンケート調査を実施し、その結果を研修内容等の充実に活用するとともに、受講者から5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。	A
②消費生活専門相談員資格の審査及び認定	A
・消費生活専門相談員の能力・資質の向上等を図るための資格認定試験について、各地の地理的条件に配慮した人材供給を確保していくという観点から、全国15ヶ所以上で実施する。	
(6) 商品テスト	B
①原因究明テスト	
・テスト技術向上のための研鑽を図り、テスト期間の短縮を行う。	A
・テスト実施件数は、年度内で45件以上とする。	A
・全国商品テスト企画ブロック会議及び商品テスト技術評価研究会を実施し、全国のテスト担当技術者の技術の向上と効率化を図るとともに、原因究明に必要なテスト方法等の技術相談に対して助言などを行う。	A
②問題提起型テスト	A
・テスト実施件数は、年度内で12件以上とする。	A
・テスト結果を、報道機関、ホームページ、テレビ番組、「たしかな目」、「国民生活」などを通じて迅速に情報提供する。	A
・テストの課題設定及び成果については、商品テスト分析・評価委員会の評価を受け、その結果を業務に反映させる。	A
7. その他内閣府令で定める業務運営に関する事項	A
(2) 人事に関する計画	
①方針	A
・業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。	A
・業績手当制度の本格運用を開始する。	A
②人員に係る指標	A
期末の常勤職員は、123人以内とする。	A

前理事の業績について

1. 就任及び退任日

- ・平成15年10月1日に独立行政法人国民生活センター理事就任
- ・平成19年9月30日に退任

2. 在職期間

4年

3. 職務

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）総務企画部（人事・福利厚生等）、商品テスト部、教育研修部（平成19年5月まで）及び相談調査部（平成19年6月から）を所掌。

4. 主たる業務

前理事は、センターの総務企画部、商品テスト部及び教育研修部を所掌する職にあたって、理事長のリーダーシップの下、各業務の円滑な遂行のために事務処理の効率化及び合理化に努め、長く職員として在職した豊富な経験から所掌事務における積極的な指揮を通じ、理事長を的確に補佐し、中期計画に基づく年度計画を着実に遂行して次に挙げる業績を上げた。

○総務企画業務

中期計画に基づく年度計画の着実な遂行を図るため、人事配置を適切に行い業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努めるとともに、当該計画で課せられた業務経費及び一般管理費の削減及び行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）において示された人件費の削減についても達成の道筋をつけ、効率的運営に寄与した。

その過程で、平成17年8月の人事院勧告において国家公務員に対して示された給与構造改革をセンターにも取り入れ、俸給の引き下げ、昇給抑制、勤務成績を反映した給与制度の導入等を実施し、これらを通じて人件費の抑制を行った。

また、役職員給与を業務の成績を反映するかたちに改めた。具体的には、役員については内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果を反映し、職員について目標管理制度を導入し、業務の達成度に応じて支給する業績手当を創設した。

○商品テスト業務

原因究明テストにおける技術向上のための研鑽を図り、テスト期間の短縮を行なっ

たほか、全国の消費生活センターに所属する商品テスト担当技術者の技術の向上と効率化を図るとともに、原因究明に必要なテスト方法等の技術相談に対して助言等を行った。その他、消費生活センターからの依頼に基づく原因究明テストの実施により、相談処理が解決したほか、製品の構造や表示などの改善により、事故等による消費者被害の再発・拡大防止が図られた。

また、問題提起型テストでは、テストの課題設定及び成果について商品テスト分析・評価委員会の評価を受け、その結果を迅速に情報提供するとともに、製品に問題があれば行政・業界に規格・基準の改訂や製品の改善を要望した。その結果、規格・基準の見直しや景品表示法違反による排除命令などの法律による行政措置がされた。

○教育研修業務

研修業務では、行政職員、相談員、企業、消費者、教員等消費者問題にかかわる関係者に対する総合的・体系的な研修事業の実施を指揮して、いずれの講座においても受講者・派遣元から高い評価を得た。研修コース毎に受講者に対するアンケート調査を実施し、その結果を講座に反映して研修内容の充実・強化をはかった。また、受講者からの5段階評価では、平均4以上の満足度の評価を達成し、年度計画を達成した。

また、消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行い消費者苦情処理体制の維持・向上に尽力した。資格認定試験は、各地の地理的条件に配慮した人材供給を確保する観点から全国各地で実施して年度計画を達成した。また、「消費生活専門相談員資格認定制度」について資格更新要件・方法等について一部改定を行い、平成20年度からの実施に向けて推進した。

平成19年度における独立行政法人国民生活センター
役員退職金に係る業績勘案率（案）の基準値について

平成19年11月29日

内閣府独立行政法人評価委員会

国民生活センター分科会長 山本 豊

平成19年度における独立行政法人国民生活センターの退職役員に関する業績勘案率（案）の基準値については、以下のとおりとする。

理事 ■■■■■ 平成19年度における業績勘案率の基準値は、1.0とする。

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成17年8月23日内閣府独立行政法人評価委員会決定）に基づき決定

（決定の理由）

平成19年11月29日開催の国民生活センター分科会において審議

平成19年度における当該役員が在職した法人の業務の状況は、平成19年度計画に沿って順調に行われており、前年度の業務実績等を総合的に勘案して決定

評価項目(平成19年度(仮))	理事
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 一般管理費については、経費の効率的な執行に努める。また、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)」を踏まえた人件費削減(退職金、福利厚生費及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改善分は除く。)を行うとともに、国家公務員の給与と構造改革を踏まえた役職員の給与の見直しに取り組む。	A
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
・「消費生活相談データベース」について、1週間に1回以上のデータ更新を実施す	A
・「消費者トラブルメール箱」に寄せられた情報について、年度内に4回、収集結果やトラブルの概要を公表する。	A
(2) 国民への情報提供	
①報道機関等を通じた情報提供	
・P I O - N E Tの情報やセンターが処理した苦情相談を分析し、その結果を年度内に20テーマ以上提供する。また、これらの被害の未然防止や拡大防止の観点から必要がある場合には、関係事業者(団体)及び関係行政機関への要望及び情報提供を行	A
(3) 苦情相談	
①苦情相談	
・消費生活専門相談員、弁護士、専門技術者等を配置して専門的相談の充実を図り、消費者被害の複雑多様化、国民生活に関連する新たな法律の制定等に適切に対応しつつ、懇切、迅速かつ公正に、あっせん等による苦情相談処理を行う。	A
・個人情報の保護に関する法律の制定や同法第7条に基づく基本方針を踏まえ、苦情相談対応を積極的に行う。	A
③地方センターの苦情相談処理への支援	
・経由相談の充実や、消費生活相談緊急情報、製品事故情報の発行などにより、地方センターの苦情相談処理への支援を通じて、その中核的機関としての役割を適切に果	A
・年度内においては、全相談(個人情報保護に関するものを除く)件数に占める経由相談(個人情報保護に関するものを除く)の比率が50%以上とする。	A
④消費者苦情処理専門委員会	
・都道府県の苦情処理委員会や地方センター等の苦情処理の推進に資するため、小委員会の更なる活用など委員会運営の創意工夫に努め、年度内に4件以上の情報提供を	A
⑤苦情処理・紛争解決に関する総合的窓口機能の整備	
・引き続きホームページのADR機関情報専用コーナーの内容充実を図る。	A
②行政機関等との情報交流	
・行政機関からのP I O - N E T情報に関する情報提供依頼に積極的に対応する。	A
・法令に基づく裁判所、警察、弁護士会からの照会について、P I O - N E T情報や相談処理を行う中で把握した情報を活用して対応する。	A
・消費者契約法に基づく適格消費者団体からの照会への対応を開始する。	A
③消費者団体、事業者団体、N P O等との情報交換	
・消費者フォーラムを開催し、参加者から5段階評価で4以上の満足度の評価を得るよう実施する。	A
(5) 研修	
①研修	
・地方公共団体の職員及び消費生活相談員を対象とする研修を6コース実施する	A
・地方公共団体等の消費生活相談員を対象とする研修を13コース実施する。	A
・地方公共団体で消費生活相談業務に従事している行政職員および消費生活相談員を対象とする消費生活相談員移動セミナー(地方都市開催)を26コース実施する。	A
・企業の消費者対応部門の職員等を対象とする研修を4コース実施する。	A
・学生及び小学校、中学校、高等学校の教員を対象とした研修を2コース実施する。	A
・地域における消費者活動推進者(消費者活動に関心のある消費者及び行政職員、消費生活相談員等)を対象とした研修を1コース実施する。	A
・相模原市と共催で、一般市民、一般消費者、行政職員、消費生活相談員等を対象とした公開講座を1コース実施する。	A
・研修コース毎に受講者に対するアンケート調査を実施し、その結果を研修内容等の充実を活用するとともに、受講者から5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得	A
②消費生活専門相談員資格の審査及び認定	
・消費生活専門相談員の能力・資質の向上等を図るための資格認定試験について、各地の地理的条件に配慮した人材供給を確保していくという観点から、全国15ヶ所以上で実施する。	A
(6) 商品テスト	
①原因究明テスト	
・テスト技術向上のための研鑽を図り、テスト期間の短縮を行う。	A
・テスト実施件数は、年度内で45件以上とする。	A

評価項目(平成19年度(仮))	理事
<ul style="list-style-type: none"> ・全国商品テスト企画ブロック会議及び商品テスト技術評価研究会を実施し、全国のテスト担当技術者の技術の向上と効率化を図るとともに、原因究明に必要なテスト方法等の技術相談に対して助言などを行う。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ②問題提起型テスト <ul style="list-style-type: none"> ・テスト実施件数は、年度内で12件以上とする。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・テスト結果を、報道機関、ホームページ、テレビ番組、「たしかな目」、「国民生活」などを通じて迅速に情報提供する。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・テストの課題設定及び成果については、商品テスト分析・評価委員会の評価を受け、その結果を業務に反映させる。 	A
<ul style="list-style-type: none"> (7) 調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活の動向、消費生活に関する諸問題の中から消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O - N E T などセンターの収集した情報などを用いて調査研究を 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・終了した調査研究や実施予定の調査研究課題について、外部有識者による評価を実施する。 	A
<p>7. その他内閣府令で定める業務運営に関する事項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> (2) 人事に関する計画 	
<ul style="list-style-type: none"> ①方針 <ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ②人員に係る指標 <ul style="list-style-type: none"> 期末の常勤職員は、120人以内とする。 	A

平成19年4月1日～9月30日における■■■■前理事の業績について

総務企画部（人事・福利厚生）、商品テスト部、教育研修部及び相談調査部を所掌し、担当業務を積極的に推進した。

○総務企画業務（4月1日～9月30日）

年度計画の着実な遂行を図るため尽力し、引き続き役職員の給与構造改革を推進し、次期中期計画に向けての人事管理計画に取り組んだ。

○商品テスト業務（4月1日～9月30日）

原因究明テスト技術向上のための研鑽を図り、テスト期間の短縮に取り組み、全国の消費生活センターの苦情相談解決の支援に取り組んだほか、製品による死亡等の重大な事故の再発防止のために「こんにやく入りゼリー」等のテスト結果を迅速な公表により、注意喚起を行うとともに業界が子供及び高齢者には不適な食品である旨の警告表示により事故防止を図ることとなった。

○教育研修業務（4月1日～5月31日）

平成19年4月多重債務者対策本部決定の「多重債務問題改善プログラム」を踏まえて、多重債務問題の解決の講座を取り入れるなど、年度計画に基づく研修コースを着実な実施と併せて、喫緊の課題についても取り組んだ。

また、「消費生活専門相談員資格認定制度」について資格更新要件・方法等について一部改定を行い、課題となっていた消費生活専門相談員資格認定者の資格更新要件・方法等の策定を指揮した。

○相談調査業務（6月1日～9月30日）

苦情相談において専門的相談の充実を図り、地方センターの苦情相談処理の支援に尽力したほか、個人情報データベースの安定的な運用に努めた。

また、消費者被害の拡大防止、未然防止のため、怪しい「出資」による被害について、「民事訴訟通告書」で架空請求の被害について、等の情報提供を指揮した。

さらに、危害情報室から出される製品関連事故に係る情報提供にも注力し、浴槽用浮き輪で乳幼児の溺死について、こんにやく入りゼリーの事故（死亡事故2件発生）について、等の情報提供を指揮した。